

## 新しい犬等の検疫制度とマイクロチップについて

ご承知のように農林水産省は平成16年11月より、狂犬病の侵入防止等の目的で外国から日本に犬等を輸入する場合の検疫制度を改正しました。この中で、マイクロチップの埋め込みが義務付けされました。

弊社がマイクロチップ（製品名：ライフチップ）を販売している関係もあり、今までに海外（エジプト、ベトナム、米国）に居住する日本人の方から、「日本にペットを連れて帰るのでマイクロチップについて教えてほしい」とか、国内在住の方からは、「ペットと一緒に海外渡航を考えているのでマイクロチップに教えてほしい」といった内容の問合せが多数あります。

動物病院にも同様な質問があるかと思しますので、マイクロチップを中心にご案内いたします。

今回の改正で問合せが多い理由は、日本から犬等を連れて出国し、日本に帰国の予定がある場合もこの制度のもとに行う必要があるからです。今回の検疫制度改正の詳細は、動物検疫所のホームページ <http://www.maff-aqs.go.jp/> をご参照下さい。

今回の改正の内容は、最初英国で実施され、英国に入国するペットにマイクロチップを利用（埋め込む）することで、個体識別を確実にし、狂犬病の恐れがないペットについては、短時間に入国することができるペットトラベル スキーム（Pet Travel Scheme）という制度に準拠しているようです。ペットトラベル スキームでは、マイクロチップがペットのパスポートのように扱われるようになり、EU間のペットの移動に採用されてきています。

今回の犬等の検疫制度改正について、具体的には帰国に先立って次の順序で準備をすすめることとなります（申請書類は、HPからダウンロードできます）。

- 1．マイクロチップによる個体識別
- 2．2回以上の不活化ワクチンによる狂犬病予防注射  
（接種間隔は接種後30日を超え有効免疫期間以内）
- 3．農林水産大臣が指定する検査施設での狂犬病に対する抗体価の確認（0.5IU/ml以上必要）
- 4．採血日から180日間以上の輸出（帰国）待機
- 5．出発前の検査で、狂犬病（犬の場合にはレプトスピラ症についても必要です）にかかっていないか又はかかっている疑いがないこと
- 6．上記の事項が確認できる輸出国政府機関発行の証明書の取得

また、狂犬病の発生のない指定地域からは上記1、5及び下記の事項が確認できる輸出国政府機関の証明書の取得が必要です。

（ア）指定地域において過去180日間若しくは出生以降飼養されていたこと、又は、日本

から輸出された後、指定地域のみにおいて飼養されていたこと  
(イ) 当該指定地域に過去2年間狂犬病の発生がなかったこと

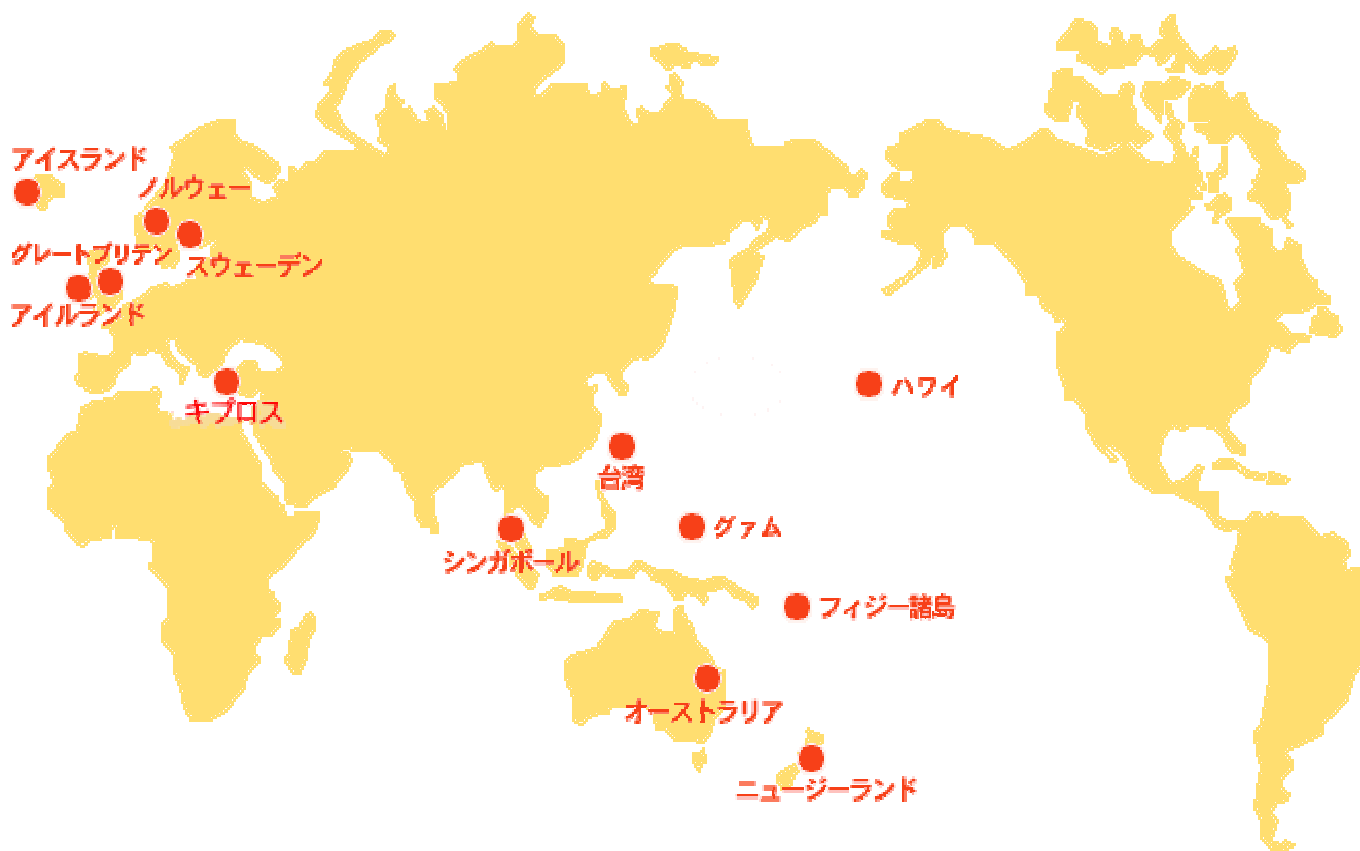
なお、犬等を輸入する場合、輸送の方法（貨物、携帯品）にかかわらず、到着40日前までに到着予定空港（港）を管轄する動物検疫所に輸入の予定を届け出なければなりません。

1. については、最近では動物の国際間の移動が多くなり、個体識別のためにマイクロチップも利用することになりました（ペットのパスポートのようなもの）。マイクロチップを利用することで、日本に入国した際の動物検疫の係留期間が180日から12時間に短縮される場合があります。

3. については、英国、フィンランド、イタリア、フランス、オーストラリア（2004年12月3日現在）にある検査機関で抗体価を調べる必要があります。現時点では、日本の検査機関は指定されていません。

【指定地域（狂犬病の発生のない国・地域）】から連れてくるときは、マイクロチップによる個体識別などの必要事項が記載された輸出国政府機関発行の証明書があれば、12時間以内の係留期間となります。日本が認めている狂犬病清浄地域は、下図の通りです（動物検疫所ホームページより）。

## 指定地域( 狂犬病の発生がないと日本が認めている国 )



### 指定地域について

指定地域とは、農林水産大臣が狂犬病の発生ないと認めて指定した地域で、現在（2004年9月1日現在）13地域が指定されています。

キプロス、シンガポール、台湾、アイスランド、アイルランド、スウェーデン、ノルウェー、英国（グレートブリテン及び北アイルランドに限る。）オーストラリア、ニュージーランド、フィジー諸島、ハワイ、グアム

下線の地域は、2005年6月に除外予定

【指定地域以外】から連れてくるときは、輸出国政府機関発行の証明書でマイクロチップによる個体識別、狂犬病予防注射と狂犬病の抗体価の確認、180日間の待機を行ったことが確認

できる場合は、12時間以内の係留期間となります。それ以外の場合は最長180日間の係留期間となります。

#### 【使用するマイクロチップ】

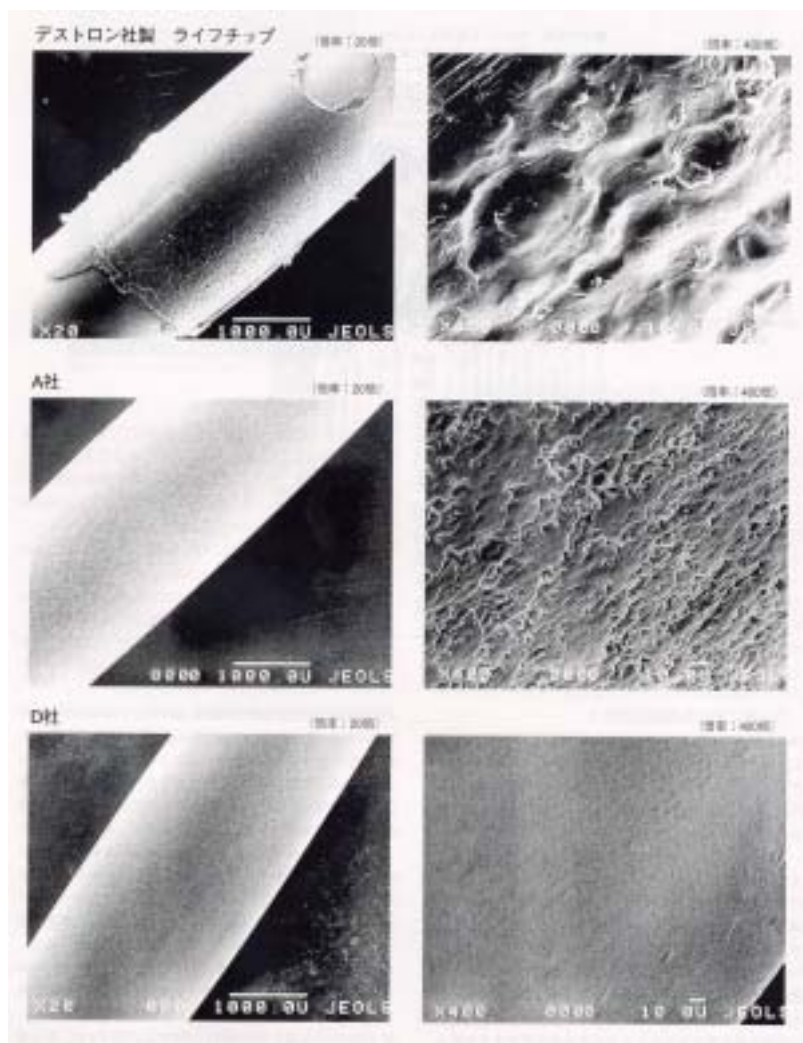
今回の犬等の検疫制度では、国際規格のマイクロチップの使用が求められています。国際規格のマイクロチップは、ISO規格（11784及び11785）により製造されたもので、この規格の製品は互いにチップの読取に互換性があります。日本では、農林水産省の許可に基づき国際規格（ISO規格）のマイクロチップが販売されています。従って、日本国内で販売されているマイクロチップは弊社のライフチップを含めて国際規格の製品です。ライフチップは今までも国際間の動物の移動に広く利用されてきた実績があります。

なお、一部の国（ハワイ等）では古い規格のマイクロチップも使用されています。

注）日本から海外にペットを連れて行く場合（日本に帰国しない場合でも）、EU諸国、台湾、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド等では相手の国が動物検疫にマイクロチップを使用していますので、マイクロチップの埋め込みが必要です。この場合、飼主には、詳細は在日大使館のホームページで確認し、必要な書類を入手するようにご指導下さい。また、相手国によっては獣医師のサインのあるマイクロチップ証明書が必要な場合があります。英文の証明書がライフチップ製品マニュアルに入れてありますので、ご利用ください。

注）ISO規格のマイクロチップは皆同じか？

マイクロチップの読取に関しては、各社間の製品に互換性がありますので問題はありません。なお、ライフチップは移動防止キャップ（特許）がマイクロチップにかぶさっていますので、マイクロチップで問題となる体内移動が防止されます（下記写真参照）。



日本で認可されているISO規格のマイクロチップの走査電顕写真。

ライフチップには移動防止キャップがかぶされて、その表面も他社製品と明らかに違ってきます。

【動物検疫所からのお願い：ホームページより引用】

### **マイクロチップによる個体識別**

マイクロチップによる個体識別が必要となります。日本到着後に、犬又は猫に装着されているマイクロチップ番号と輸出国政府機関の発行する証明書に記載されているマイクロチップ番号とを照合します。なお、ISO規格（11784及び11785）以外のマイクロチップについては、読取り機を準備してください。

### **狂犬病の予防注射**

マイクロチップを装着後、2回以上不活化ワクチンによる狂犬病予防注射（接種間隔は接種後30日を超え有効免疫期間以内）がされていなければなりません。

なお、90日齢以下及びマイクロチップを装着せずに行った狂犬病予防注射は有効と見なされません

【Q & A：動物検疫所のホームページより】  
マイクロチップによる個体識別について

- Q：マイクロチップとはどんなものですか。犬（猫）の健康に影響はないのですか。
- A：マイクロチップとは、直径約 2mm、長さ約 11mm 程度の小さな標識器具で、動物の皮下組織に装着します。我が国を含め世界各国において使用されているもので、犬（猫）の健康には影響ありません。
- Q：マイクロチップはどこで装着できますか。
- A：動物病院で装着できますので、最寄りの動物病院にご相談ください。又は社団法人日本獣医師会（TEL 03-3475-1601 FAX 03-3475-1604）にご相談されるか、大日本製薬アマルサイエンス部（TEL06-6203-5318 FAX 06-6202 - 5468）にご相談ください（このみ、大日本製薬の名前を追加しています）。
- Q：既にマイクロチップを装着していますが規格や番号が分かりません。調べる方法がありますか。
- A：まずは、マイクロチップを装着した獣医師に照会してください。マイクロチップの規格によっては読取り機が対応していない場合もありますが、読取り機を持っている動物病院で確認してもらう方法もあります。マイクロチップの装着は、犬（猫）を日本に持ち込む準備に必要ですので、いずれの方法によってもマイクロチップの読取りができない場合は、再度マイクロチップを装着するようお願いします。
- Q：マイクロチップを装着しないで日本に到着するとどうなるのですか。
- A：個体識別措置が講じられていないとみなされ、日本到着後の係留期間が 180 日間となります。ただし、犬については、証明書との照合ができないと返送となりますので、ご注意願います。マイクロチップは装着されていないが、入れ墨によって個体識別されている場合は、動物検疫所までご相談ください。

以上